

自費解体費用償還 必要書類一覧

かほく市

○共通

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請書（様式1）	
<input type="checkbox"/>	申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・法人の申請でも印鑑証明書は必要となります。
<input type="checkbox"/>	り災証明書または被災証明書【原本】	・自費解体費用償還を希望する全ての家屋等のり災証明書・被災証明書をお持ちください。 ・コピーを取り原本はお返しします。
<input type="checkbox"/>	来庁者（本人又は代理人）の身分証明書	・顔写真が入っている身分証明書は1種類、顔写真が入っていない身分証明書は2種類ご用意ください。
<input type="checkbox"/>	被災家屋等の配置図（所定様式）	・家屋等の配置を記入し、「解体」した建物と「残した」建物を分かるように記載してください。
<input type="checkbox"/>	被災家屋等の状況写真（所定様式）	・被災家屋等の全景その他撤去に係る対象物が特定できる写真を添付してください。
<input type="checkbox"/>	解体工事写真（解体前・工事中・解体後）	
<input type="checkbox"/>	工事見積書	・内訳明細書が分かるものが必要となります。 ・内訳明細書は、解体費、運搬費、処分費がそれぞれ分かるものをご提出ください。（解体費と運搬費については、上屋分と基礎分がそれぞれわかるもの。） ・諸経費等が入っていない内訳明細書をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	工事契約書	・契約日が令和6年4月30日までのものが費用償還の対象となります。それ以降に契約が締結されたものは費用償還の対象とはなりません。
<input type="checkbox"/>	領収書	
<input type="checkbox"/>	マニフェスト（E票の写し）	・解体業者から提供を受けてください。
<input type="checkbox"/>	建物解体証明書	・解体業者から提供を受けてください。
<input type="checkbox"/>	登記事項（建物）全部事項証明書 ※市の方で法務局から提供を受けます。	・申請者で法務局へ行って取得していただく必要はありません。
<input type="checkbox"/>	【家屋等の登記がない場合】 解体する建物が記載された固定資産評価証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	
<input type="checkbox"/>	【家屋等の登記がなく課税もされていない場合】 登記事項（土地）全部事項証明書 ※市の方で法務局から提供を受けます。	・解体する建物が未登記で固定資産評価証明書にも記載がない場合は土地所有者を建物の所有者とみなします。 ・申請者で法務局へ行って取得していただく必要はありません。
<input type="checkbox"/>	来庁者の印鑑	・書類に不備があった場合に訂正印が必要となりますのでお持ちください。 ・申請者本人が来庁する場合・・・実印 ・代理人が来庁する場合・・・認印 ・法人の場合・・・実印

○代理人が来庁される場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請者の委任状（所定様式）	・申請者の実印を押印ください。

○申請者と被災家屋等の所有者が異なる場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	
<input type="checkbox"/>	所有者の印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの	・法人でも印鑑証明書は必要となります。

○家屋等が共有の場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	・共有者全員の同意書が必要となります。
<input type="checkbox"/>	共有者の印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・共有者全員の印鑑登録証明書が必要となります。

○所有者が死亡しており相続人が申請を行う場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	所有者の死亡が分かる書類（住民票除票、戸籍謄本） 【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	
<input type="checkbox"/>	相続人の全員が確認できる戸籍謄本等【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・所有者の出生から死亡までの戸籍謄本及び必要に応じて相続人の戸籍謄本が必要となります。 ・相続人の把握が難しい場合は、申請の前にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書【原本】	・コピーを取り原本はお返しします。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・相続人全員分が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続関係図（任意様式）	・相続人全員が記載されたものを作成ください。

○所有者が死亡しており遺産分割協議をしていない場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	所有者の死亡が分かる書類（住民票除票、戸籍謄本） 【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	
<input type="checkbox"/>	相続人の全員が確認できる戸籍謄本等【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・所有者の出生から死亡までの戸籍謄本及び必要に応じて相続人の戸籍謄本が必要となります。 ・相続人の把握が難しい場合は、申請の前にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	同意書（所定様式）	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書【原本】 ※発行から3ヶ月以内のもの	・相続人全員分が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続関係図（任意様式）	・相続人全員が記載されたものを作成ください。

○法人が申請する場合

チェック	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	商業・法人の登記事項証明書 ※市の方で法務局から提供を受けます。	・申請者で法務局へ行って取得していただく必要はありません。

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。